

市・県民税の公的年金からの特別徴収制度について

公的年金（老齢基礎年金等）を受給されている65歳以上の方で、公的年金所得にかかる市・県民税額のある方が、その税額について、公的年金から天引きされるようになります。この仕組みを『特別徴収制度』といいます。

なお、この制度は、市・県民税の納付方法を変更するもので、これによって新たな負担が生じるものではありません。

◆特別徴収の対象となる方

4月1日現在65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務のある方が対象となります。ただし、次の場合には特別徴収の対象となりません。

- ・老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等の給付の年額が18万円未満である場合（介護保険料の特別徴収の対象とならない場合）
- ・今年度の市・県民税の特別徴収税額が老齢基礎年金等の給付の年額を超える場合

◆特別徴収の対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得額に応じた税額が特別徴収の対象となり、老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。

なお、給与等その他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。給与所得や事業所得などの金額から計算した市・県民税及び特別徴収の対象とならない方の市・県民税については、これまでどおり給与からの特別徴収又は納付書により納めていただくこととなります。

◆特別徴収（天引き）の徴収方法

【前年度から特別徴収の対象となっている方の場合】

徴収方法	公的年金からの特別徴収					
時期	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月と同額	前年度の2月と同額	前年度の2月と同額	年税額の残りの1/3	年税額の残りの1/3	年税額の残りの1/3

【新たに特別徴収の対象となった方の場合】

徴収方法	普通徴収		公的年金からの特別徴収		
時期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の残り1/6	年税額の残り1/6	年税額の残り1/6

※6月と8月が普通徴収での納付となり、10月支給分の年金からの天引きが開始されます。

【問合せ】課税係 担当 遠江・副島 ☎73-8801

冷蔵倉庫をお持ちの方へ

◆冷蔵倉庫をお持ちの方はご連絡ください。

平成24年度から非木造の冷蔵倉庫（保管温度が10℃以下に保たれる倉庫）の固定資産税について、評価額に関わる経年減点補正率基準表が変更されます。これにより一般の倉庫に比べ、評価額がより早く減少する計算方法が適用されることとなります。そこであらかじめ非木造の冷蔵倉庫の所有状況を確認するため、市内で所有されている方は、ご連絡をお願いします。

◆対象となる冷蔵倉庫

下記の要件を満たしている倉庫をお持ちの方はご連絡ください。

- ・主体構造が非木造（木造以外）である。
- ・倉庫自体に冷蔵機能をそなえている。
- ・保管温度設定が10℃以下である。

※なお、倉庫内に単に冷蔵庫を設置している場合は、今回の改正による変更はありませんのでご連絡は不要です。

【問合せ】固定資産係 担当 南里・小柳 ☎73-8801

納期限を守りましょう！

6月30日(木) 納期限 ●市・県民税 1期 ●国民健康保険税 1期



【夜間納税相談】

6月9日(木)・23日(木)

17:30~20:00

場所 小城庁舎1階
税務課

【問合せ】

税務課（小城庁舎）

☎73-8810

☎73-8801